

第36号議案

中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月1日提出

中間市長 松下 俊男

中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 中間市個人情報保護条例（平成18年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の2」に改める。

第2条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。

第1章中第6条の次に次の1条を加える。

（中間市個人情報保護制度運営審議会）

第6条の2 個人情報を保護し、その公正な運用を図るため、中間市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第5号中「中間市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）」を「審議会」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「個人情報を取り扱う事務」を「保有個人情報について、当該保有個人情報を取り扱う事務」に改め、同項中「のために保有個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない」を「の自らの利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「第3項第4号及び第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 実施機関は、市の実施機関以外の者への保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項及び第5項において同じ。）の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保有個人情報についての目的外利用又は外部提供をすることができる。

（1）法令等に定めがあるとき。

（2）本人の同意があるとき。

（3）本人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急に必要なとき。

（4）国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す

ることについて相当な理由があるとき。

(5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、その所掌事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるとき。

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報についての目的外利用をすることができる。

第9条中「いう。）により、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第10条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項ただし書中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（個人番号利用事務等の適用除外）

第13条の2 個人情報の取扱いを伴う事務が実施機関以外の者への委託又は指定管理者が行う指定管理業務が個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（同条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託に該当する場合においては、前3条の規定は、適用しない。

第16条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）」を加える。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第18条第2号中「開示請求者以外の個人に関する情報」を「開示請求者（第16条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び次条第2項において同じ。）以外の個人に関する情報」に改める。

第23条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第24条第1項中「（以下「訂正請求書」という。）」を削る。

第27条第1項第1号中「又は第8条」を「第8条」に改め、「いるとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第8条又は」を「第8条第2項及び第3項若しくは」に改め、「第9条」の次に「又は番号法第19条」を加え、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第28条第1項中「（以下「利用停止請求書」という。）」を削る。

第33条に次の2項を加える。

2 他の法令等に保有個人情報の開示、訂正、消去又は収集、目的外利用若しくは外部提

供の停止に関して規定されている場合には、その定めるところによる。

- 3 保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

第38条中「市長」を「実施機関」に改める。

第2条 中間市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第2条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条第4項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。
第24条に次の1項を加える。

- 3 情報提供等記録の訂正をした場合には、実施機関は、その旨を請求者に、遅滞なく、書面により通知しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対しても、同様に通知しなければならない。

第3章第3節中第30条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の適用除外）

第30条の2 情報提供等記録については、第27条から前条までの規定は、適用しない。

第31条第1項及び第3項中「前条」を「第30条」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中間市個人情報保護条例第8条の改正規定及び同条例第13条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第4号に規定する規定の施行の日（平成28年1月1日）
- (2) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

(第1条関係)

中間市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—<u>第6条の2</u>)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第7条—第15条)</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p> 第1節 開示 (第16条—第22条)</p> <p> 第2節 訂正 (第23条—第26条)</p> <p> 第3節 利用停止 (第27条—第30条の2)</p> <p> 第4節 救済手続及び救済機関 (第31条)</p> <p>第4章 雑則 (第32条—第38条)</p> <p>第5章 罰則 (第39条—第42条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—<u>第6条</u>)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第7条—第15条)</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p> 第1節 開示 (第16条—第22条)</p> <p> 第2節 訂正 (第23条—第26条)</p> <p> 第3節 利用停止 (第27条—第30条)</p> <p> 第4節 救済手続及び救済機関 (第31条)</p> <p>第4章 雑則 (第32条—第38条)</p> <p>第5章 罰則 (第39条—第42条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

5 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。

7 (略)

8 (略)

(中間市個人情報保護制度運営審議会)

第6条の2 個人情報を保護し、その公正な運用を図るため、中間市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(収集の制限)

5 (略)

6 (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難な場合であって、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

(6) (略)

3 (略)

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報について、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的の自らの利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

第7条 (略)

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難な場合であって、中間市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

(6) (略)

3 (略)

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 本人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急に必要な

2 実施機関は、市の実施機関以外の者への保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項及び第5項において同じ。）の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保有個人情報についての目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

とき。

(4) 国、独立行政法人等他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

(5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、その所掌事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 本人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急に必要なあるとき。

(4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

(5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、その所掌事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるとき。

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報についての目的外利用をすることができる。

5 実施機関は、第3項第4号及び第5号のいずれかに該当するもの

2 実施機関は、前項第4号及び第5号のいずれかに該当するものと

として、保有個人情報を目的以外の目的のために利用し、又は当該実施機関以外の者に提供したときは、市長に対し次に掲げる事項を記載した書面をもって報告しなければならない。

(1)～(6) (略)

6 (略)

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算組織の結合（入出力装置の接続により、保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(適正管理)

第10条 (略)

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴

して、保有個人情報を目的以外の目的のために利用し、又は当該実施機関以外の者に提供したときは、市長に対し次に掲げる事項を記載した書面をもって報告しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算組織の結合（入出力装置の接続により、保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(適正管理)

第10条 (略)

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は~~き~~損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴

史的又は文化的な資料として特別に保有される保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、この限りでない。

（個人番号利用事務等の適用除外）

第13条の2 個人情報の取扱いを伴う事務が実施機関以外の者への委託又は指定管理者が行う指定管理業務が個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（同条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託に該当する場合には、前3条の規定は、適用しない。

（開示請求権）

第16条 （略）

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第17条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を

史的又は文化的な資料として特別に保有される保有個人情報については、この限りでない。

（開示請求権）

第16条 （略）

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第17条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなけ

提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 開示請求をしようとする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者（第16条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び次条第2項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の

ればならない。

(1)・(2) (略)

2 開示請求をしようとする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報

特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

(3)～(6) (略)

(訂正請求権)

第23条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手続)

第24条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(利用停止請求権)

第27条 開示請求による開示を受けた自己を本人とする保有個人情報
が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、

を除く。

ア・イ (略)

(3)～(6) (略)

(訂正請求権)

第23条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手続)

第24条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(利用停止請求権)

第27条 開示請求による開示を受けた自己を本人とする保有個人情報
が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、

当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第2項及び第3項若しくは第9条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第28条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第28条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(他の法令等との調整)

第33条 (略)

2 他の法令等に保有個人情報の開示、訂正、消去又は収集、目的外利用若しくは外部提供の停止に関して規定されている場合には、その定めるところによる。

3 保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

2 (略)

(他の法令等との調整)

第33条 (略)

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(第2条関係)

中間市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条の2）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第7条—第15条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p> 第1節 開示（第16条—第22条）</p> <p> 第2節 訂正（第23条—第26条）</p> <p> 第3節 利用停止（第27条—<u>第30条の2</u>）</p> <p> 第4節 救済手続及び救済機関（第31条）</p> <p>第4章 雑則（第32条—第38条）</p> <p>第5章 罰則（第39条—第42条）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p><u>7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第7条—第15条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p> 第1節 開示（第16条—第22条）</p> <p> 第2節 訂正（第23条—第26条）</p> <p> 第3節 利用停止（第27条—<u>第30条</u>）</p> <p> 第4節 救済手続及び救済機関（第31条）</p> <p>第4章 雑則（第32条—第38条）</p> <p>第5章 罰則（第39条—第42条）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

8 (略)

9 (略)

(利用及び提供の制限)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)についての目的外利用をすることができる。

5・6 (略)

(訂正請求の手續)

第24条 (略)

2 (略)

3 情報提供等記録の訂正をした場合には、実施機関は、その旨を請求者に、遅滞なく、書面により通知しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつ

7 (略)

8 (略)

(利用及び提供の制限)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報についての目的外利用をすることができる。

5・6 (略)

(訂正請求の手續)

第24条 (略)

2 (略)

て、当該実施機関以外のものに限る。) に対しても、同様に通知し
なければならない。

(情報提供等記録の適用除外)

第30条の2 情報提供等記録については、第27条から前条までの規定
は、適用しない。

(不服申立て等)

第31条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者（以下これら
を「請求者」という。）は、第21条第2項（第26条及び第30条にお
いて準用する場合を含む。）の規定による決定（以下「開示等の決
定」という。）に対して不服があるときは、行政不服審査法（昭和
37年法律第160号）の規定に基づき、実施機関に対し、不服申立て
をすることができる。

2 (略)

3 請求者は、実施機関が開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受
理した日の翌日から起算して14日以内又は第21条第4項（第26条及
び第30条において準用する場合を含む。）の規定による延長後の期
間までに開示等の決定をしなかったときは、不服申立てをすること
ができる。

4～7 (略)

(不服申立て等)

第31条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者（以下これら
を「請求者」という。）は、第21条第2項（第26条及び前条にお
いて準用する場合を含む。）の規定による決定（以下「開示等の決
定」という。）に対して不服があるときは、行政不服審査法（昭和
37年法律第160号）の規定に基づき、実施機関に対し、不服申立て
をすることができる。

2 (略)

3 請求者は、実施機関が開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受
理した日の翌日から起算して14日以内又は第21条第4項（第26条及
び前条において準用する場合を含む。）の規定による延長後の期間
までに開示等の決定をしなかったときは、不服申立てをすること
ができる。

4～7 (略)